

議会運営委員会記録

1 日 時 令和4年6月21日（火曜日）

開 会 午前11時53分

閉 会 午後 0時03分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高道秋彦

副委員長 押田大祐

委員 久保大憲

// 金谷幸則

// 岡部 享

// 舎川智也

// 江西照康

// 高田真里

// 松尾 茂

// 横野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	金 岡 貴 裕
//	藤 田 克 樹
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	笠 間 信 行
庶務課長	大 野 満
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	中 山 崇
議事調査課議事係長	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課主査	土 方 智 樹

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

 委員会記録の署名委員に岡部委員、舎川委員を指名いたします。

 本日の協議事項は、会派から提出されました意見書（案）・決議（案）についてです。

 今定例会において、会派から提出されました意見書（案）・決議（案）についてはお手元の資料のとおり、意見書（案）7件であります。

 これらにつきましては、前回の議会運営委員会でお示しした意見書提出要請の5件と併せて、24日（金曜日）の議会運営委員会において協議することとなります。

 それまでに各会派において、御検討いただきたいと思っております。

 以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

岡部委員 議会運営のことで1点。

 昨日の一般質問で、当会派の東議員が質問した際、最後の1問の一残り1分30秒くらいのところで議長から「残り時間が少ない」という旨の発言がありました。

 質問時間に関する議長の発言ですので、でき

れば時計を止めて、その旨の発言をいただいて、引き続き質問をさせていただくと。

あのぐらいの時間があれば最後に「以上で質問を終わります」と気持ちよく終わったのですが、その一言も言えなかったということがあります。

できれば今後、議長から忠告や注意をする場合は、そのように時計を止めていただいたらどうかと思います。

委員長

今、岡部委員からそのような御意見をいただきました。

恐らく議長は円滑な議事運営を鑑みて、あのようなことを言われたのだと思いますけれども、このことにつきまして、いかがいたしましょうか。

江西委員

鑑みてというふうに言われましたけれども、私は昨年、副議長経験者ですので申し上げますと、議会事務局からは時間を止めるようにと一正・副議長ともに、申合せをしているのではないかと思います。

うっかりだったのではないかという気もするのですが、岡部委員が言われるように議会での質問は議員にとってやっぱり大変大事なことです。そのような配慮は漏れなくして

いただくべきだと思います。

横野委員

議長が口を挟むタイミングというのは非常に難しいものだと思います。

今、江西委員が言われたように議長が言葉を挟むときに時計を止めるというのは確かに原則だと思います。

確かに岡部委員が言われたことは妥当だと思いますので、そこは議会事務局と議長でしっかりと詰めておくべきだと思います。

江西委員

もう1点なのですが、現在クールビズ期間中ということでクールビズというのは環境政策の一環ではないかと私は認識しているのですが、今回議長は弔意を示すために本会議初日はネクタイ着用の判断をされました。それは私どもも全員、異論なく賛同したところがあります。

現在も申合せ事項の中にこの期間はネクタイを着用しないようにすると取り決められておりますが、ある方が自分の一般質問のときにネクタイをしていたという話がありました。私はそれは記憶になかったのですが、それはどういうことなのかと議論になったのです。その点についても妥当ではなかったのではないかと考えますので、意見として申し上げさ

せていただきます。

横野委員

今のネクタイの件については、ネクタイをしないようにというか、統一的な見解は確かにあったと思います。

ただ本人が寒いと感じたときはネクタイをしてもいいという話もかつてあったと思います。その辺は判断の上で、もしそうであれば議長が「ネクタイを外してください」と言うべきであったのではないかと私は思います。

その辺りは、もし統一するのであれば、もう1回しっかりと見解を決めるべきかもしれません。

別にネクタイをした人が発言をしたからといって、それは駄目だということではないと私は思います。

押田委員

そうなってくると上着も一バッジをどのように着用するのかという論点は出てきますけれども一やはり今日も議場に出てきて暑いなど正直感じました。

今年の夏も特に暑くなるということもありますし、9月議会に向けて上着の着用をどうするのかということも併せて考えていただけたらと。

横野委員 上着の着用については、今までも委員会では脱いでもよいとなっていました。本会議場はクーラーも効いているわけですので、ちゃんと上着を着用して、議員バッジを着けて出ることがルールだと私は思います。それを上着を脱いで本会議をやりましょうということについては、私は賛成しかねます。そういった点においては、検討する余地はないと私は思います。

松尾委員 現在も取決めがあると思うので。

議事調査課長 クールビズ期間における服装に関する申合せについて読み上げます。
5月1日から10月31日までの間に開催される、本会議及び予算決算委員会（全体会）においては、ネクタイの着用を要しないこととし、その他の諸会議においては、原則として上着、ネクタイ、議員記章の着用を要しないこととする。ただし、気候等の状況により期間を短縮する場合があります、となっております。

（「要しないをどう解釈するのかによって全然違って来る」と発言する者あり）

議事調査課長 着用を要しないとしたときには、絶対に外すという議論も、かつてはなされていたかと思えます。

その後、議員によってはネクタイを着用してもよいと考えられる方もいるかと思えますので、基本的には着用をしなくてもよいということで、全員が統一して絶対に外さなければならないということではないと理解をしております。

委員長 ただいま事務局から説明がありました、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかに御意見はございますか。

久保委員 別件ですが、事務局にも確認しながら進めていきたいのですが、陳情に関して、議長が議案として委員会付託が妥当だと思われた場合は請願と同様に扱っていくこととなっていると思えます。

その中に願意が複数含まれる場合は、陳情、請願を分割して所管の委員会に付託するという取決めになっていたと記憶しています。

今回の市街化調整区域撤廃に関する陳情なの

ですが、この願意は明らかに、市街化調整区域の土地の売買と農地の売買という2つの願意があります。

市街化調整区域の売買であれば都市計画法を所管する活力都市創造部、農地の売買になると農林水産部になるのではないかと思います。これは議長が専権で付託先の委員会を決めるということですので、今回の付託先に異論を挟むわけではないのですが、これを採択するのか否かの場合に、農林水産部の判断なしに全体を採択するのは困難になってくるケースもあるかと思います。

それは多分、建設委員会の委員の皆さんの判断にもよると思いますが、こういったことは、陳情者の願意も含めて付託先、分割のありようをもうちょっと慎重に決めていただきたいと思います。

委員長のほうから、今後の取組の中でどうしていくのか注意していただきたいということを、議長にまた伝えていただきたいと思います。

委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

今お聞きしました御意見は議長に報告させていただきます。

それでは、次回の議会運営委員会は6月24日（金曜日）建設委員会終了後に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 4 年 6 月 定 例 会
(令和 4 年 6 月 2 1 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 高 道 秋 彦

署 名 委 員 岡 部 享

署 名 委 員 舍 川 智 也